

平成30年度当初予算編成方針

松 島 町

平成 30 年度当初予算編成方針

【国の動向】

政府は、平成 29 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2017」の中で、日本経済について、積極的な経済対策等により、雇用や所得環境が大きく改善され経済の好循環が進む一方、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩みといった課題を抱えていると分析している。また、少子高齢化という構造的な問題も抱えており、こうした課題に対応するため一億総活躍社会実現に向けて、600兆円経済の実現、希望出生率 1.8、介護離職ゼロという「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進することや、人材への投資等を通じた地域の生産性向上のための取組を推進することで経済の好循環を一時的なものに終わらせることなく将来にわたる成長力を確保し、中長期的課題を克服することとしている。

【町の財政見通し】

本町の税収は、人口減少や高齢化による生産年齢人口の減少などから引き続き住民税の伸び悩みが見込まれるほか、地価の下落等により、固定資産税も横ばい若しくは減少が見込まれるなど、町税総額でも増収は期待できない。

また、国の地方財政収支見通しにより地方交付税は引き続き減額となる見込みであり、その他の歳入項目においても厳しい状況が続く見込みである。

一方、歳出においては、社会保障費、その他の義務的経費や施設の維持管理費が増大し、それに伴う収支不足の拡大が見込まれる。さらに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、近年 80% 台後半で推移していたが、平成 28 年度決算においては 90% を超え、財政の硬直化の進行が一層懸念される。

このように、今後も歳入歳出両面で厳しい状況が見込まれることから、将来を見据えた行政経営への意識改革を心がけ、職員が一丸となって財政運営の更なる健全化に取り組む必要がある。

【平成 30 年度の基本方針】

平成 30 年度予算編成では、引き続き復旧・復興事業の早期完遂を目指すとともに、人口減少・超高齢化社会への対応をはじめとする諸問題の克服に向け、長期総合計画に掲げる「定住」「子育て」「交流」の重点戦略の推進に全力で取り組む必要がある。

また、長期総合計画の実現と財政運営の健全化を並行して進めるために、中長期的な視点に立ち、町民のニーズや町の抱える課題を的確に把握し、職員一人一人の知恵と工夫により「最少の経費で最大の効果」を挙げるよう施策や事業の立案を行うことが求められており、日々変化する厳しい社会経済状況に対応するため積極的に情報収集を行い、優先的かつ実現の可能性が高い事業からスピード感をもって進めていくことが重要となる。

以上のことを前提とし以下の事項に留意して予算編成を進めるものとする。

【基本事項】

(1) 身の丈にあった予算編成

事務事業の計画的な執行のため、年間の事業計画を十分に検討し予算を的確に見積もること。

また、財政運営の更なる健全化を図るため、「歳入規模に見合った歳出」を念頭に、歳入歳出の両面から徹底した事業の見直しを行うこと。

(2) 徹底した歳入歳出の見直し

限られた財源を有効に活用するため、歳入歳出の全てを検証し、既存事業についてはゼロベースからの見直しを行い、費用対効果や継続の必要性について徹底した検討を行うこと。

新規事業については、真に必要な事業であるか十分に検討すること。

(3)事業の選択と集中

多様化する町民ニーズの中、住民満足度の向上を目指し、限られた財源を有効に活用するため、重点施策として実施すべき事業を考慮し、事業の「必要性」「緊急性」「優先性」の観点から事業実施時期の見直し、類似事業や費用対効果の低い事業の廃止・統合・縮小も含め、スクラップアンドビルドを徹底して行うこと。

【歳入に関する事項】

(1)町税について

社会経済状況、税制改正等を見極め、的確な年間税収入を見込むこと。

(2)国庫支出金及び県支出金について

国・県の動向に注視し、新たな補助制度の創設や制度改正について積極的な情報収集を行い財源の確保に努めること。

また、国・県補助金が打ち切られる事業については、真にやむを得ない場合を除き原則廃止とすること。

(3)使用料・手数料等について

各施設の使用料等又は事業における負担金等については、受益者負担の適正化及び公平性の観点から見直しを検討し、適正な料金設定を行うこと。

(4)町債について

事業の目的や効果により、将来にわたる負担が適正かどうかを慎重に判断すること。

(5)その他の収入について

各種団体が行う助成制度について情報収集に努め、積極的に活用を検討すること。

また、町が所有する財産の有効活用を検討し、貸付などを積極的に行うとともに、有効活用が困難な公有財産は処分を検討するなど、積極的に収入確保に努めること。

【歳出に関する事項】

(1) 徹底した経費の圧縮や節減について

職員一人一人がコスト意識を高め、創意工夫による事業の効率化に取り組み、臨時職員を含む職員数の適正化や時間外勤務の縮減、事務費や施設管理経費の節減等に努めること。

また、過年度決算において多額の不用額が生じている経費については、適正な予算を見積もること。

(2) 復興事業について

原則、国県支出金及び東日本大震災復興交付金基金並びに震災復興基金を財源とし実施すること。

(3) 既存事務事業について

社会経済状況や町民ニーズを的確に把握し、費用対効果やニーズが低い事業は、廃止・縮減すること。

(4) 新規事務事業について

長期総合計画実施計画に計上されている事業を基本とし、事前に事業の効果、目標、財源、ランニングコスト等を十分に検討すること。

また、類似事業については統合・廃止するなどスクラップアンドビルドを徹底すること。

(5) 扶助費について

予算の積算にあたっては、安易に伸び率等を使用するのではなく、見積額を精査し過大な予算要求とならないよう努めること。

(6) 各種団体に対する補助金等について

補助基準の明確化を図るとともに、補助の必要性及び効果を検証し、効果の低いものは積極的に整理縮小に努めること。

(7) 普通建設事業について

長期総合計画実施計画に計上されている事業を基本とし、採択された事業の内示額を上限とすること。

(8) 公共施設等について

公共施設の維持管理・改修等については全体的に経費が増大していることから、経費の節減や事業内容の見直し、施設の統廃合を含めて計画的に実施すること。

(9) 補助事業について

長期総合計画実施計画に計上されている事業を基本とし、採択された事業の内示額を上限とすること。

【その他の留意事項】

1. 当初予算は年間予算として編成することとし、原則、補正予算は法令若しくは制度の改正等、その後に生じた災害等特別の事由に基づくものに限定すること。
2. 早急に解決すべき懸案事項、議会及び監査委員からの指摘・要望事項、予算査定または執行の際に指摘を受けた事項については、十分に検討した上で予算要求すること。
3. 課内・班内等で必ず予算案の打合せを課長・班長等と行い、予算要求し、ヒアリングに臨むこと。